

本論文では、なぜ学校は校歌を必要としたのかを学制が公布された 1872（明治 5）年から 1945（昭和 20）年までを対象に、文部省、学校、地域社会の 3 つの視点から明らかにした。今日、日本国内の大多数の学校が固有の校歌を有しており、学校における校歌の存在は自明の事のように捉えられている。しかしながら、学制公布時から今日に至るまで、学校に校歌制定を義務付ける法令、あるいは奨励する法令は、一切公布されていない。すなわち、校歌を制定するか否かという判断は、学校に委ねられてきたのであり、学校は、必ずしも校歌を制定する必要はなかった。

学校という場は、国家によって定められた法規に基づいて、様々なことが詳細に決められている。その一方で、学校内でみられる「もの」や「活動」のなかには、法令や制度に準拠することなく、存在し続けてきたものもある。本論文では、制定が義務付けられていたわけではないにもかかわらず、当然あって然るべき「もの」の如く、慣習的に学校に受容され、存在してきた「もの」である校歌を手掛かりに、校歌という歌が学校にとっていかなる意味を持ち、学校、さらには地域社会のなかでどのような役割を果たしたのかを歴史的な視点から検討した。

第一章では、文部省と校歌の関係に焦点を当てた。1891（明治 24）年から 1894（明治 27）年にかけて公布された唱歌関連の法令に着目し、第一に、文部省が学校における校歌の存在を把握した経緯を、第二に、文部省が法令を公布した意図とそれらの法令と校歌との関連を明らかにした。

文部省が学校における校歌の存在を把握したのは、同省が 1891（明治 24）年 6 月 17 日に公布した小学校祝日大祭日儀式規程で唱歌を歌うよう定めたことが発端であった。文部省は、1891（明治 24）年 10 月 8 日に祝日大祭日儀式で歌う唱歌の採択について規定した文部省訓令第二号を公布し、学校が同儀式で歌う唱歌には、すべて文部大臣の認可を必要とすることを定めた。この文部省訓令第二号下において自校の校歌を同儀式で歌うことを希望し、文部省にその可否を問うた学校があったことで、文部省は図らずも校歌の存在を把握することになったのである。

文部省は、1891（明治 24）年 10 月 8 日に文部省訓令第二号を公布した後も、文部省訓

令第七号（1894（明治 27）年 12 月 28 日公布）を公布することで、学校で歌う唱歌に対してさらなる規制をかけた。文部省訓令第二号下での規制の対象は、祝日大祭日儀式の際に歌う唱歌のみであったが、文部省訓令第七号では、学校内で歌う唱歌全般が取り締まりの対象となり、すべての唱歌に対して文部大臣の認可が必要となった。文部省訓令第七号は、公布当初、校歌ではなく、主に軍歌を取り締まることを目的としていた。文部省訓令第七号下において、当初、校歌は傍系的な位置づけであったが、文部大臣の認可を受けるために自校の校歌を文部省に申請する学校が次々に現れたことで、結果的に同訓令は文部省の意図に反して、校歌を取り締まるための法令と化すこととなった。

第二章では、学校と校歌の関係に焦点を当てた。1907（明治 40）年から 1945（昭和 20）年までの期間に、東京音楽学校（現東京芸術大学音楽学部）に校歌の作詞、作曲を委託した 456 校を主な事例として、学校はその学校固有の歌である校歌に何を求めたのか、校歌を作成することが学校にとって、どのような意味をもったのかを明らかにした。

校歌がつくられるようになった 1890 年代には、必ずしも今日のような一学校一校歌という構図がつくられていたわけではなかった。全国のあらゆる学校で歌われることを想定して作成された《校歌》という唱歌も存在し、校歌が学校固有の歌であるとは限らなかったのである。学校固有の校歌を有する学校もあったが、明治期に作成されたそれらの学校の校歌の歌詞には、学ぶにあたっての心構えはうたわれていても、その学校の所在を顕著に示す語句はほとんど出てくることがなかった。

一方、大凡、大正期を境として、その土地特有の地理的環境や校訓や教育方針といった、その学校だけに通ずる内容を、校歌の歌詞の構成要素にすることを学校が望むようになる。学校は校歌という場を利用して、自由にその学校に関する事象を表現し、他の学校とは異なるその学校独自の歌を作成するようになった。学校教育の規格化が図られ、学校の質的な同調が求められるなかで、校歌はその学校の独自性を打ち出す手段になり得たのである。

第三章では、地域社会と校歌の関係に焦点を当て、1930 年頃を境として校歌が全国的に普及していったことを確認し、校歌が普及した背景には、郷土教育運動の推進が大きく関わっていたことを指摘した。1930 年代の郷土教育運動の展開によって、唱歌科に求められたのは、郷土を題材にした歌を児童に歌わせることで、児童に郷土を自覚させることであった。1930 年代になると、その学校に特化した内容の校歌、すなわちその地域の事物や歴

史を歌詞に詠んだ校歌は、「郷土の歌」として位置づけられるようになった。しかも「郷土の歌」となった校歌の歌い手として学校側が想定したのは、学校に在学する児童や生徒だけではなく、その地域に住む人々も含んでいた。学校固有の歌でありながら、地域固有の歌にもなった校歌は、それぞれの地域社会における共同体意識の形成という地域づくりの一端を担う歌となったのである。

第四章では、1930年頃に全国的な校歌の普及があったことを踏まえ、1931（昭和6）年以降に公布された唱歌関連の法令に着目し、再度、文部省と校歌の関係を問うた。校歌の普及に伴い、文部省は学校で歌われる唱歌に対していかなる規制を加えるようになったのか、そして各学校が独自に作成する校歌をどのように取り扱ったのかを明らかにした。

文部省は1931（昭和6）年9月10日に、第一章で検討した1894（明治27）年12月28日公布の文部省訓令第七号を廃止し、同日、新たに「其ノ採用小学校ニ特ニ関係アルモノ」との文言を加えた文部省令第二十一号を公布した。1931（昭和6）年に公布された文部省令第二十一号と、それ以前に効力を持っていた文部省訓令第七号の最大の相違点は、法令の内容とその解釈に変更が加えられたことで、一層、学校内で歌う唱歌に対しての規制が厳しくなり、さらには校歌をはじめとする各学校に固有の歌に対しても文部大臣の認可を受けるよう強化が図られたことにあった。

ただ、法令上は、校歌に対して文部大臣の認可を受けるよう強化が図られたが、文部省は、各学校の校歌を、あくまでも学校内で歌う「唱歌」として適切か否かという観点から審査していた。文部省に校歌を申請し、文部大臣の認可を得るには、学校側はかなり煩雑な手続きを必要とした。しかしながら申請をした学校側からしてみれば、その校歌が文部大臣の認可を得さえすれば、その学校は法令に反することなく常時、学校内で自校の校歌を歌うことが可能となり、しかも文部省の意に適った校歌を有することにもなった。学校は文部省がかけた規制を逆に利用することで、自校の校歌に文部大臣の認可という箔を付けることを可能にしたのである。

校歌は、その時々々の教育のありかたや状況の変化に応じて、内容それ自体も、位置づけも変化してきた。文部省の先導により作成された唱歌教科書掲載の唱歌や祝日大祭日儀式唱歌は、学校教育を通じて国家が「上から」指導した唱歌である。これに対して、校歌は個々の学校によって作成された、いわば「下から」作りだされた歌である。文部省は校

歌という歌を唱歌の一つとして管理下に置いたが、各学校に校歌の作成を義務づけることも、歌うことを強いることもなかった。学校は、自らが作成した校歌を、他校との差異を示す場、すなわち自校のアイデンティティを創出する場として利用した。そしてその校歌は、在学児童や生徒のみならず、地域社会に住む人々も歌い手として囲い込むことで、学校という範囲を越え、地域社会にも浸透していった。校歌は学校にある「もの」としての存在はもとより、地域の「もの」としても根づいていったのである。